

# 緑を守る森林づくり

## 身近な緑の整備・保全の提案募集

市民の身近な安らぎの場や美しい景観の維持など、多くの公益的機能をもつ平地林や里山林は、開発や管理放棄などにより、減少と荒廃が進んでいます。そこで市では、2年前に県が

導入した「森林湖沼環境税」を活用し、森林所有者や森林ボランティアの提案を受け、自然体験活動を行うための森林の整備または通学路・公共施設・住宅団地周辺の身近な緑の維持・保

# 子どもたちを社会で支える

## 「子ども手当」が始まりました

政府の政策に伴い、平成22年度（平成22年4月1日）から「児童手当制度」は「子ども手当制度」へと移行しました。

## 現行の児童手当との変更点とは？

◇所得制限がありません。

◇支給対象児童が中学校修了まで延長されます。

◇手当額が児童一人につき一律月額1万3000円（平成22年度）になります。

◇手当を市に寄附できます。

## 支給要件とは？

子ども手当における「子ども」とは、15歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者（中学校修了前）とし、父母などの支給要件は、児童手当と大きく変更なく、日本国内に居住し、子どもの監護を行い、かつ生計を担う者をいいます。

	児童手当 (H22. 3月まで)	子ども手当 (H22. 4月から)
所得制限	あり	なし
支給対象児童	小学校修了まで (12歳到達後の3月31日まで)	中学校修了まで (15歳到達後の3月31日まで)
手当額 (月額)	3歳未満および第3子以降は、3歳以上の第1～2子は5,000円。	中学生以下の子どもに、一律13,000円。
寄附制度	なし	あり

全を支援しています。

整備の条件として、市と森林所有者などにおいて、10年間の森林の維持・保全に関する協定を結びます。

身近な緑を守るため、皆さんのご提案をお聞かせください。

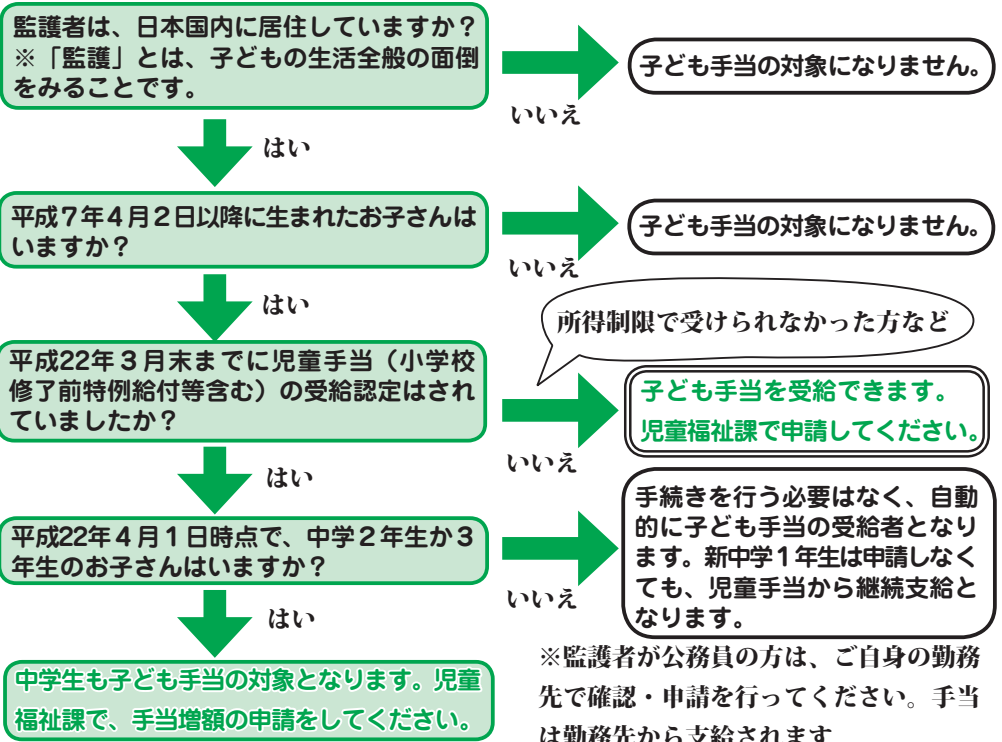
問 谷和原庁舎農政課 ☎ 58-2111 (内線8153)

## 手当の使い道とは？

子ども手当は、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給されます。手当の受給者については、趣旨にかんがみ、法律により、その趣旨に従って子ども手当を使用しなければならぬ責務が定められています。また子ども手当は、このような趣旨に沿って使われるために、支給を受ける権利が保護されています。

こうした子ども手当の趣旨や受給者の責務、受給権の保護を踏まえると、仮に、子どもの育ちのための費用である「給食費」や「保育料」などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない使途に用いられるということは、法の趣旨にそぐわないものと考えられます。よって、子ども手当は、必ず子どもの健やかな育ちのため

## あなたの世帯は該当しますか？



## 子ども手当への移行

平成22年3月31日時点で、児童手当（小学校修了前特例給付含む）を既に受給している方（受給資格認定されている方）については、必然的に子ども手当の受給資格を有しているとみな

す、新たな受給申請手続きを行う必要はなく、そのまま子ども手当の受給者となります。

ただし、所得制限を超過していた方や、現況届未提出等により児童手当を受給していない家庭、中学2、3年生のいる家庭については、子ども手当の手続きを行わなければ正しく手当は（次ページへ続く）